

府立支援学校中学部や高等部 における進路について

令和6年7月2日

大阪府教育庁教育振興室支援教育課

本日の内容

1. はじめに
2. 大阪府立支援学校について
3. 支援学校中学部卒業後の進路先について
4. 支援学校高等部での進路指導等について
5. さいごに

1. はじめに



2. 大阪府立支援学校について



大阪府立支援学校の概要

(1) ○府立支援学校 45校2分校

- ・視覚支援学校
- ・聴覚支援学校
- ・知的障がい支援学校 (*1)
- ・肢体不自由支援学校 (*2)
- ・病弱支援学校

学部設置は、

- ・幼稚部～高等部まで設置
- ・小・中・高の3学部設置
- ・高等部のみ設置

等様々

(*1)のうち、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校5校

(*2)の中には、知的障がいや病弱の教育課程を併置する学校もある

○大阪教育大学付属特別支援学校 1校

○堺市立支援学校 2校1分校

大阪府立支援学校の概要

- (2) 通学区域は府教育委員会で設定しています。
- (3) 聴覚支援学校・職業学科を設置する知的障がい高等支援学校・病弱支援学校等、一部支援学校には通学バスがありません。
- (4) 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校や病弱支援学校には給食がございません。

3. 支援学校中学部卒業後の 進路先について



府内支援学校中学部卒業後の進路状況（R4年度卒業生）

中学部 卒業生 (令和4年度卒)				
	支援学校 高等部	高等学校	専修学校等	その他
863名	816名	22名	15名	10名

(令和5年5月1日現在)

大阪の支援教育（令和5年度版）

4. 支援学校高等部での 進路指導について

高等支援学校と支援学校高等部の違い

【高等支援学校】

- 通学区域は府内全域
- 自主通学（通学バスなし）
- 給食なし
- 1年次から企業等で職場体験実習を実施
- 募集定員があり、入学者選抜を実施（療育手帳の所持が選抜への応募資格）

【支援学校高等部】

- 通学区域は学校によって異なる
- 通学バスがある学校がある
- 給食あり
- 知的障がい教育課程を置く全府立支援学校に職業コースを設置

どちらも卒業資格は特別支援学校高等部卒業となります

各校の所在地

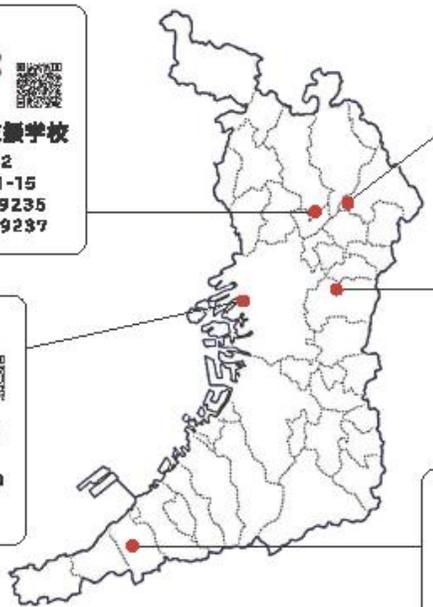
大阪府内の職業学科を設置する高等支援学校は現在5校です。それぞれの特色を分かり、特色ある教育活動を行っています。



とりかい高等支援学校
〒566-0062
箕面市島創上1-1-15
TEL 072-654-9235
FAX 072-654-9237



なにわ高等支援学校
〒556-0027
大阪市浪速区木津川2-3-30
TEL 06-6561-7361
FAX 06-6561-7300




むらの高等支援学校
〒573-0042
枚方市村野西町60-1
TEL 072-805-2327
FAX 072-805-2733



たまがわ高等支援学校
〒578-0925
東大阪市新築2-3-25
TEL 072-961-4730
FAX 072-961-4788



すながわ高等支援学校
〒590-0522
泉南市濱地牧野40-1
TEL 072-485-3810
FAX 072-485-3816



職業学科を設置する 高等支援学校

知識障がいのある生徒の就労をめざす！
たまがわ高等支援学校・とりかい高等支援学校・すながわ高等支援学校
むらの高等支援学校・なにわ高等支援学校

入学者選抜について

入学者選抜方針より

- 応募資格** 本人及び、保護者の住所（最寄りに記載されている郵便番号をいう）が大阪府として大阪府内にある者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
- (1) 就学年齢の3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程で卒業又は修了する見込みの者
 - (2) 養育手帳を所持している者又は児童相談所等の長官機関により知識障がいがあると判定を受けた者
 - (3) 自主的な進学が可能である者
- 選抜方法等**
- (ア) 入学者の選抜は、中学校等の校長が提出する調査書及び推薦書並びに適性検査（筆書・作図）及び面接（以下、「検査等」という）の結果を総合的に判断して、職業学科を設置する高等支援学校の校長（以下、「支援学校長」という）が行う。
- (イ) 検査等は、各支援学校長が当該支援学校において行う。

高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
共生推進教育
県立学校10校に共生推進協議会を設置し、職業学科を設置する高等支援学校との連携協力のもと、ともに学び、交流を深めています。




教育文化庁生涯学習課
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06-6944-9362 FAX 06-6944-6888
<http://www.sref.osaka.la.jp/shienkyoku>



1 自分の得意が見つかる！ 『職業学科』を設置

高等支援学校には、「国語」や「数学」のような各教科での学習に加え、各校において特色のある「専門教科」と、清掃、接客などの「共通科目」を設置しています。

例えば...

【専門教科(例)】



ものづくり



福祉サービス



食品生産・加工

【共通科目】



清掃



農業芸



バックヤード



オフィス・ビジネス

など



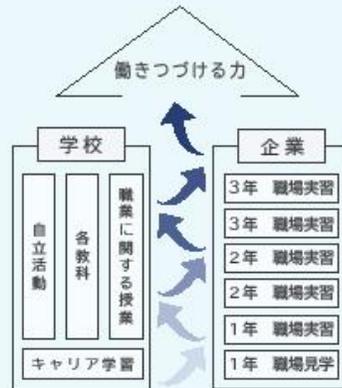
接客・販売

など

どの「専門学科」に属し、専門教科を学ぶのかは、入学後に希望などを基に決定されます。各校によって特色がありますが、専門教科では、集団で学ぶ事の大切さ、就労に向けた責任感や態度を身につけることをめざします。学科により進路先等の違いはありません。
※共通科目と専門教科で週に12~15コマの授業があります。

2 実践的な学び！ 『職場体験実習』

就労をめざすための取組みとして企業等への職場体験実習を実施しています。取組みや工夫も各校で様々！
1年生からスタートして、働くためのスキルを磨きます。



【職場体験実習(例)】



ガイダンス 外部訓練施設 面接練習
職場体験実習以外にも、面接練習や生徒一人ひとりに合わせた指導・支援をすすめることにも、支援職員との協力が大きく、就労支援を行っています。

3 仲間とともに過ごす 学校生活！

各校には、様々な行事や部活動があります。
たくさん仲間とともに、充実した学校生活を過ごしましょう。

【行事・部活動(例)】



体育祭



文化祭



修学旅行



部活動

※各学校により活動内容は異なります。

もっと詳しく！高等支援学校 Q&A

Q. 通学区域・通学方法は？

A. 通学区域は、大阪府内全域です。通学バスは運行していません。
公共交通機関等を利用した自主通学です。

Q. 入学者選抜について

A. 裏面の「応募資格」「選抜方法等」を参照してください。
高等支援学校5校には定員を設けています。

Q. 昼食は必要なの？

A. 必要です。給食はありませんので、各自お弁当の準備をしてください。

Q. 制服はあるの？

A. 制服、体操服、実習服など学校指定のものが 있습니다。

Q. 卒業資格はどうなるの？

A. 卒業資格は、特別支援学校高等部卒業となります。

卒業生からのメッセージ
自分の得意やにかたを、
それを相手にうまく伝える方法を
学んでおけば、社会に出たときに
役に立ちますよ！



高等支援学校を紹介します！
大阪に5校ある、職業学科を設置する高等支援学校。
「知らなかった」という人も
「香ばしい」とはあふれるほど」という人にもわかりやすく解説！
就労を通じた社会的自立に向けて、
充実した学びの空間がここにあります！

職業学科を設置する知的障がい高等支援学校について

【特色】

- 職業に関する専門学科を設置し、就労を通じた社会的自立をめざす
- 1年次から企業等で職場体験実習を実施
- 募集定員があり、入学者選抜を実施
- 通学区域は府内全域
- 昼食は各自で弁当等の準備が必要
- 通学バスなし
- 療育手帳の所持が選抜への応募資格
- 現役生の入学に限る（過年度生は入学不可）
- 共生推進教室を設置



ビジネス



清掃



ものづくり



農園芸



クリーニング



接客・販売



福祉サービス

府立知的障がい支援学校職業コース

職業コースの意義

- 多様な選択肢の提供
- 特色ある学校づくり

【取組み例】

- クリーニング
 - ビルメンテナンス
 - 印刷製本
 - 喫茶
 - レザークラフト
 - 受注型事務作業
 - ビジネスマナーに関する座学
 - 職場体験実習
- 等

- 少人数、課題別学習
- スモールステップによるきめ細かな教育

- 「働く」ことへの意識づけ
- 働く意欲の醸成
- 就職率の向上

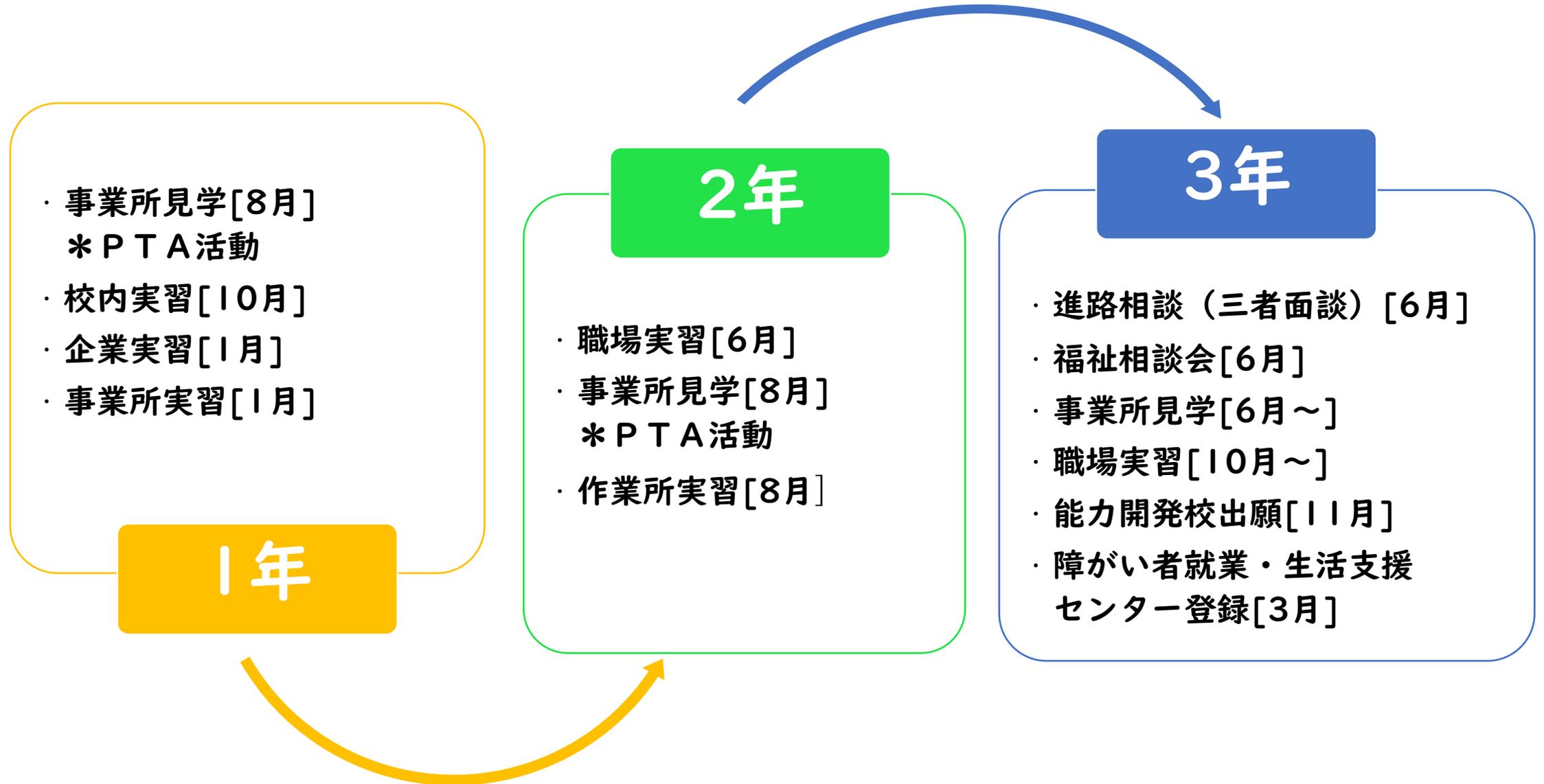
府内支援学校高等部卒業後の進路状況（R4年度卒業生）

		A 大学等進学者						B 専修学校（専門課程）	C 専修学校（一般課程）等	D 公共職業能力開発施設等	E 就職者等（左記A、B、C、Dを除く）				F 左記以外の者を含む（家事手伝いの者を含む）	卒業生総数	左記E有期雇用労働者のうちフルタイム勤務相当の者	（再掲） 左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者									
		大学（学部）	短期大学（本科）	大学・短期大学の通信教育部及び放送大学	大学・短期大学（別科）	高等学校（専攻科）	支援学校高等部（専攻科）				専修学校（一般課程）	各種学校	自営業主等	常用労働者				臨時労働者	児童福祉施設	障がい者支援施設等（※）	（※）のうち就労系支援事業利用者			（※）のうち		医療機関	
														無期雇用労働者							有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練		生活介護
視覚支援学校	本科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	9	1	0	8	0	1	4	1	2	0		
	専攻科	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7	1	0	3	13	0	0	2	0	1	1	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7	2	0	11	22	1	0	10	0	2	5	1	2	0	
聴覚支援学校	本科	3	0	0	0	0	8	0	0	0	2	0	3	0	0	3	19	0	0	2	1	0	0	0	1	0	
	専攻科	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	4	0	0	0	0	8	0	0	0	2	0	15	1	0	3	33	0	0	2	1	0	0	0	1	0	
支援学校（生活課程）		0	0	0	0	0	0	1	0	1	29	1	69	209	2	828	1140	61	1	762	54	31	278	135	264	1	
支援学校（普通課程）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	113	116	1	1	100	2	1	5	0	92	3	
病弱支援学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
小計	本科	3	0	0	0	0	8	1	0	1	32	1	73	211	2	953	1285	63	2	873	58	33	287	136	359	4	
	専攻科	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	19	2	0	3	27	0	0	2	0	1	1	0	0	0	
合計		4	0	0	0	2	8	1	0	1	32	1	92	213	2	956	1312	63	2	875	58	34	288	136	359	4	

（令和5年5月1日現在）

大阪の支援教育（令和5年度版）

支援学校高等部 進路指導スケジュール例



高等部での進路指導

○卒業後を意識した早期からのキャリア教育実施

- ・ 1・2年生から職場体験実習や福祉事業所体験
- ・ 卒業生等の社会人から話を聞く、企業からの出前授業 等

→自分の進路等について考える

高等部での進路指導

○進路懇談や保護者向け進路説明会の実施等

○福祉サービス等について情報発信

○卒業後関わる関係機関との連携

- ・就業・生活支援センター等

5. さいごに

卒業したあとの進路

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会
支援センター中
サービス管理責任者 園部 勝彦

卒業したあとの進路…

- 障害福祉サービスについての説明
 - 生活介護
 - 自立訓練
 - 就労移行支援
 - 就労継続支援 A 型
 - 就労継続支援 B 型
- 見学や入所窓口を担当していて
- おわりに

その前に少しだけ自己紹介

- 氏名：園部 勝彦
- 所属：支援センター中（生活介護、就労継続支援B型）
- 出身地：大阪府大東市

- 学生の時に知的障害のある方のスポーツを楽しんでもらうことを目的としたボランティアへ参加。
- グループホームのとまりのバイト。
- 精神障害者の就労支援に1年たずさわる。
- 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会
支援センターさくらへ入職
就労移行、自立訓練、就労継続支援A型、B型、ショートステイ、相談支援…などを経験
- 支援センター中へ異動
サービス管理責任者として生活介護、就労継続支援B型

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	
訪問系	介護給付	居宅介護	者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行援護	者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系	介護給付	短期入所	者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護	者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系		施設入所支援	者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系		自立生活援助	者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助	者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練）	者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型）	者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型）	者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

生活介護①

○対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
 - ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
- サービス管理責任者
 - 生活支援員等 6:1~3:1

生活介護② プログラム内容の違い

- 送迎、昼食、入浴
 - 創作活動、生産活動
 - 運動：体操、散歩
 - 余暇：カラオケ、外食
-
- 専門性（障害特性）
 - 事業所のハード面：広さ、個別スペース
 - サービス提供時間
-
- ご本人が希望する内容：安心できる、笑顔になれることは？

自立訓練①

○対象者

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）
 - ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
 - ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

自立訓練② プログラムの内容の違い

- 生活面…身だしなみ、金銭面、洗濯、掃除
- コミュニケーション面…気持ちの整理、伝え方
- 就労面…作業、ビジネスマナー
- 余暇…余暇の過ごし方

※プログラムの内容は事業所によっていろいろです。

就労移行支援

○対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 - ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 } 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

就労継続支援 A 型

○対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○主な人員配置

- サービス管理責任者

- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

就労継続支援 B 型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

見学や入所の窓口担当をされていて①

○支援センター中で聞かれたこと

- 今通っている放課後等デイサービスが運営している生活介護に行く予定。ただ、週3日しか利用が出来ないので他の日で利用出来ますか。

⇒利用可能です。

週4日運動や作業の取り組みをしているところに通所するのであいで1日だけ、ゆっくり出来るところに通いたい。

※生活介護と就労継続支援B型の併用は市町村により違いあり。

見学や入所の窓口担当をしていて②

○支援センター中で聞かれたこと

- 皆さん静かに過ごされていますが、うちの子は多動で他の人にぶつかってけがをさせたくないか心配。

⇒今、利用されている方の中にもよく動き回れる方、大きな声を出される方はおられます。ご本人が落ち着いて、安心して通所できるように環境（スペース、配置、スケジュール…）を調整しています。

体験をしてご本人に必要な支援と、事業所が提供できるサービスがあうかを確認しましょう。

見学や入所の窓口担当をされていて③

○支援センターさくらの時に聞かれたこと

• うちの子は就職できますか。一般就労がいいのでしょうか。

⇒それを確認するために就労移行でチャレンジしませんか。

本人の得意、不得意、働くときに必要な支援内容が何か、それに合う企業を一緒に探しましょう。

• 今から身につけた方がいいことを教えてください。

⇒学校と社会の違い、本人から発信する場面が増えること。

⇒ご本人がどんなことに興味があるのか、興味を持てるのか、家・学校で何かを覚えた時にどうやったら身についたのか。

おわりに

- 支援者は『個別支援計画』にそって、日常生活の支援を行います。
- 『個別支援計画』は、本人の希望、思いから作成されます。
- 特に今年度からは、下記のこと言われています。

本人のことを決める会議には、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認すること

- いきなり進路のような選択を自分でするのは難しいでしょう。日常生活の中で自分で選ぶ経験を。

卒業後の進路について

令和6年7月2日(火) 13:00~15:00

北河内東障害者就業・生活支援センター

内川 早苗

本日の流れ

- はじめに
- 障害者就業・生活支援センターについて
- 障害のある方の進路先～就職への道
- 就職における支援学校の特徴
- 就労選択支援について
- まとめ

■はじめに

自己紹介

□経歴

- 大学（社会福祉学科）を卒業後、学童保育指導員のアルバイトやボランティア活動を通じて障がいのある方と関わる
- H16年 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会入職
 - ・法人事務局 配属
成年後見人養成講座、当事者向けホームヘルパー養成講座担当
 - ・箕面育成園（高齢知的障害者入所施設）異動
 - ・支援センター中（就労継続支援B型、生活介護事業所）異動
 - ・支援センターさくら→就労支援統括センターみいーん 異動
（北河内東障害者就業・生活支援センター）

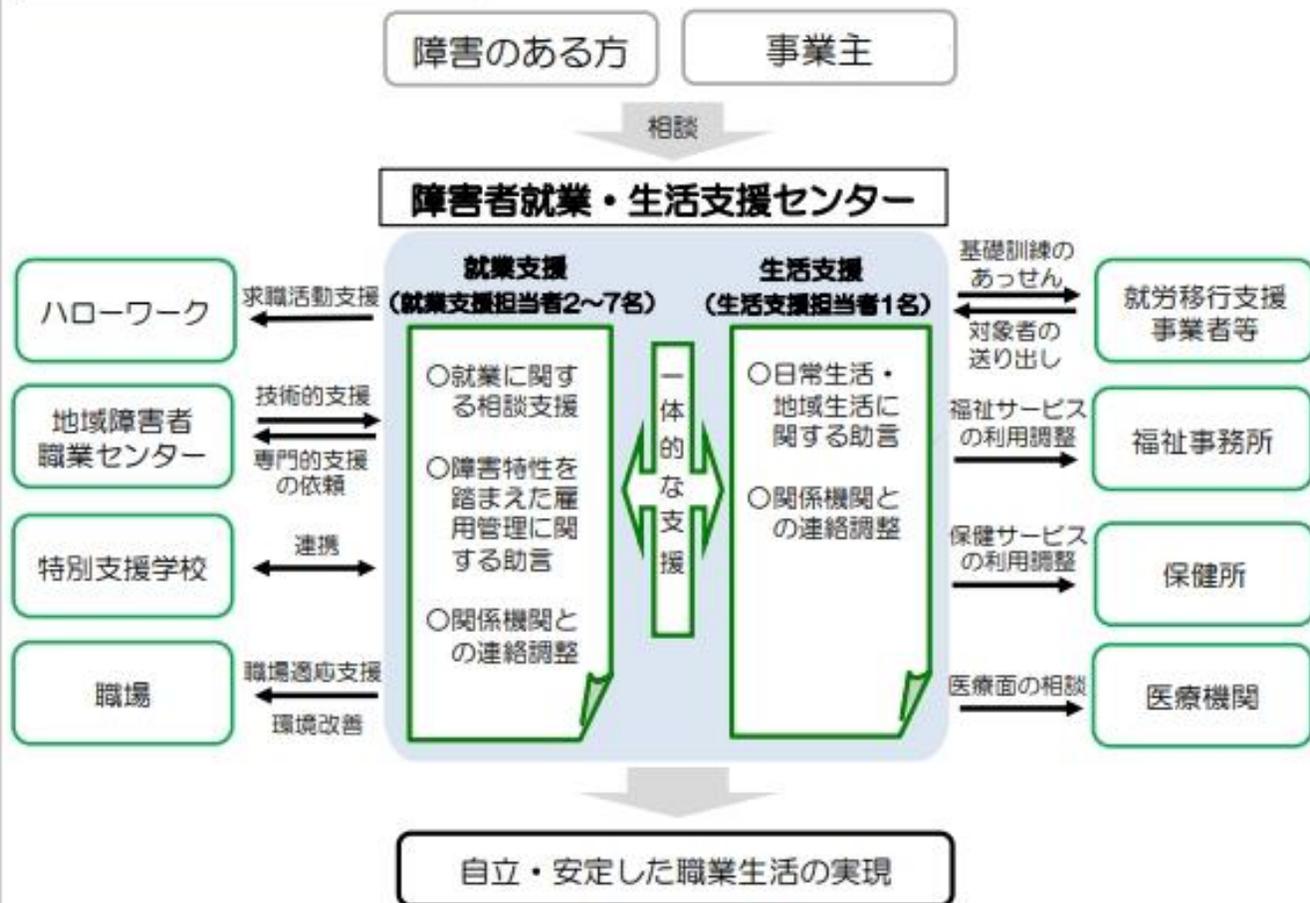
主任就業支援ワーカーを担当 現在、入職21年目

■障害者就業・生活支援センターについて

障害者就業・生活支援センターの概要

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和6年4月現在 337センター）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

障害者就業・生活支援センターとは

障害者就業・生活支援センターとは

■委託事業（国及び都道府県より）

障害者の雇用の促進等に関する法律
（障害者雇用促進法）に基づき運営

■設置箇所数

全国 337 箇所（令和6年4月1日時点）

大阪府 18 箇所

大阪府内の障害者就業・生活支援センター

名称	担当区域	名称	担当区域
大阪市	大阪市	南河内北	松原市、羽曳野市、藤井寺市
北河内東	大東市、四條畷市、交野市	寝屋川市	寝屋川市
南河内南	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村	泉州中	岸和田市、貝塚市
すいた	吹田市	茨木・摂津	茨木市、摂津市
高槻市	高槻市、島本町	北河内西	守口市、門真市
八尾・柏原	八尾市、柏原市	泉州北	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
とよなか	豊中市	泉州南	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
東大阪市	東大阪市	豊能北	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
枚方市	枚方市	堺市	堺市

障害者就業・生活支援センターとは

- 障害者の身近な地域において、
雇用、保健、福祉、教育等の
関係機関との連携の下、
就業面及びこれに伴う生活面における
一体的な相談・支援を行い、
障害者の雇用の促進及び安定を図る

障害者就業・生活支援センターとは



障害のある方への支援

・ 就業面での支援

- ・ 就業に関する相談支援
- ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・ 就職活動の支援
- ・ 職場定着に向けた支援

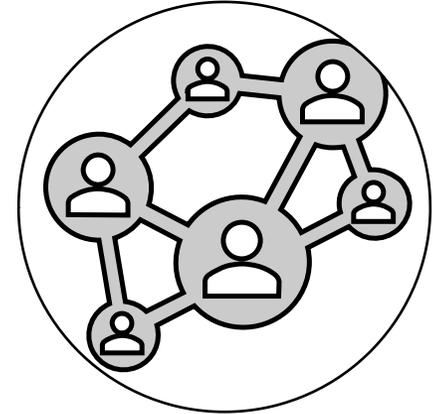
・ 生活面での支援

- ・ 日常生活に関する助言（生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等）
- ・ 地域生活・生活設計に関する助言（住居、年金、余暇活動等）



事業主への支援

- ・ 雇用管理についての事業所に対する助言
- ・ 職場定着支援
- ・ 復職支援など



関係機関との連携 （ネットワーク構築）

- ・ ハローワーク、自治体、特別支援学校、地域障害者職業センター等の関係機関と連携して、障害のある方の就業面および生活面の一体的な支援を行う
- ・ 地域の就労支援を円滑行うため、各機関を対象とした研修・セミナー等の取り組みを実施する

■障害のある方の進路先～就職への道

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約**1,160万人**(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約**480万人**(※2)

(内訳:身体436.0万人、知的 109.4万人、精神614.8万人)

(内訳:身体101.3万人、知的 58.0万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約**29.3%** 就労系障害福祉サービスの利用が約**34.2%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和4年は約**2.4万人**が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約 8.4万人
 - ・就労継続支援B型 約32.9万人
- (令和5年3月)

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍
19,963人/H30	15.5倍
21,919人/R1	17.0倍
18,599人/R2	14.4倍
21,380人/R3	16.6倍

24,426人/R4 19.0倍

企業等

雇用者数

約**64.2万人**
(令和5年6月1日)

※43.5人以上企業
※身体、知的、精神の手帳所持者

ハローワークからの紹介就職件数

102,537件
※A型:25,122件
(令和4年度)

就職

就職 **6,165人/年**

12,968人/年
(うち就労系障害福祉サービス 7,199人)

特別支援学校

卒業生21,023人(令和5年3月卒)

712人/年

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

障害のある方の進路先 就職への道

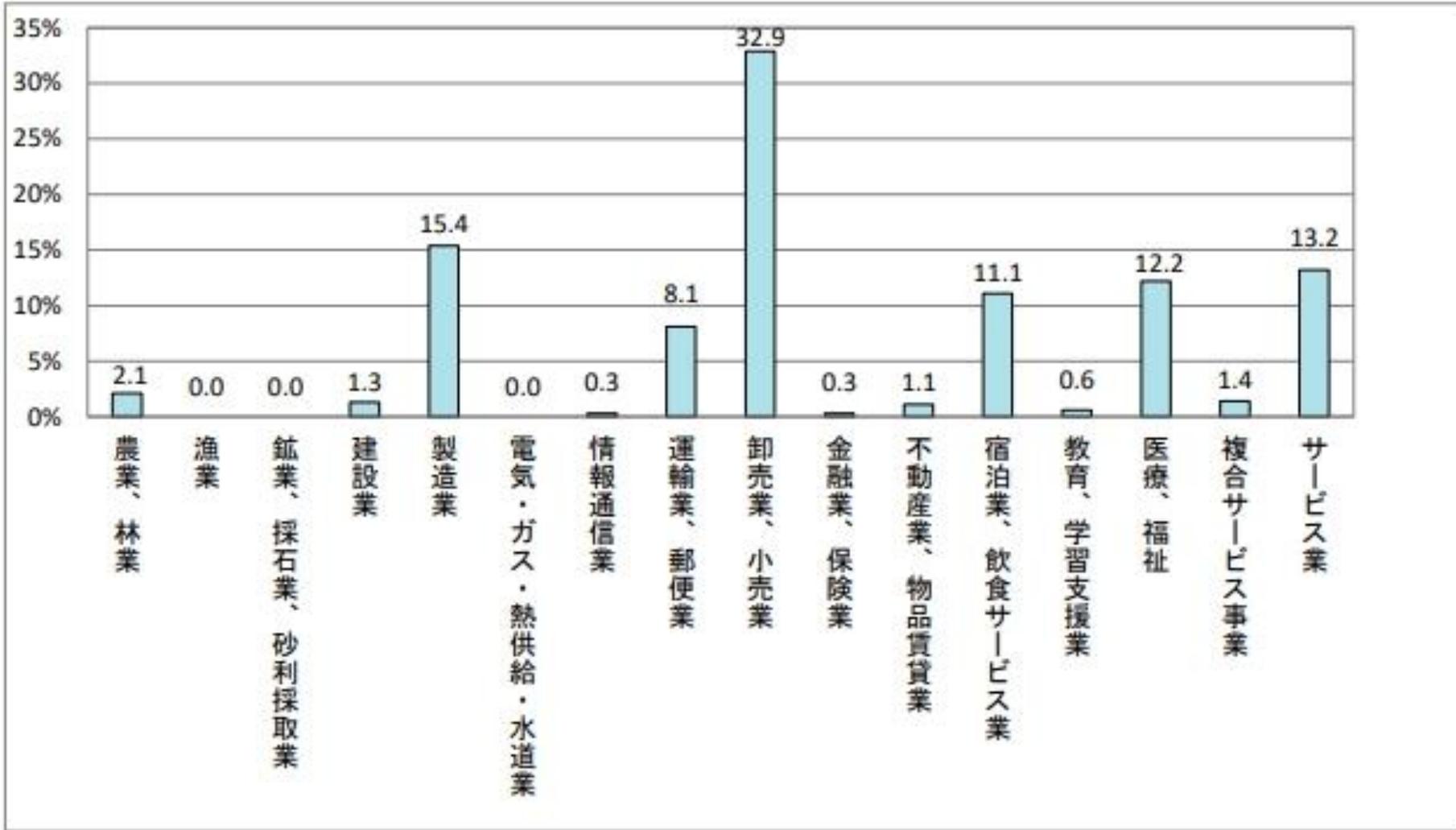
進学	中学校	卒後の進路先として就職の選択はわずか。 障害のあるなしに関わらず早期離職が多い（離職率が高い）
	支援学校	※
	高等学校	サポートを受けながらの教育環境が整備されている。 一部、進路指導において障害者雇用へのノウハウが不足している高校が多い。
	大学	学生生活における配慮などは大学ごとに様々。学生課やカウンセリング室にて相談体制をとる大学もあり。 就職活動時の戸惑いや就職後のサポートがなく離職に繋がるなどの事例多し。 近年、支援機関と連携しながらサポートにあたる大学もあり。

障害のある方の進路先 就職への道

福祉サービス等	就労移行支援事業所	概ね最長2年の訓練期間。 プログラムと通じて就労への力を養い就労を目指す。就労定着支援事業のサービスも併設している事業所が増えている。 就労後のアフターフォローや関係機関との連携もあり、職場定着率は高め
	就労継続支援事業所	訓練利用年限無し。A型事業所、B型事業所がある。就職への支援ノウハウは事業所により様々。就労定着支援のサービスを併設していないところも多い。
その他	就業・生活支援センター	内容は前述の通り。 希望や必要性に応じて福祉サービスをはじめとして社会資源をコーディネートする。 就職活動や定着支援を直接あるいは関係機関と連携しながら実施。
	自ら就職	障害開示、非開示様々。支援なしであるため離転職をくりかえすケースも多い。

参考資料… 知的障害者の雇用

図2-1 産業別雇用者数の割合



■就職における支援学校の特徴

就職における支援学校の特徴

■長期にわたり準備性を高める

- ・就業体験や福祉事業所体験、進路相談等を通じて

自己理解、進路の選択先を知る

- ・現場実習等を通じて

自分の適性をみつけ、自分の進路を決める

- 実習の機会↑
- 準備性↑
- 企業の雇用受入れ準備が整う

就職における支援学校の特徴

■職場定着のサポート

- ・福祉サービス利用後の就労とには離職率に差がある
- ・福祉サービス利用の制約がある
 - ⇒就労定着支援事業:対象外
- ・入職後(卒後すぐ)の支援の少なさ
 - ⇒ジョブコーチ利用のタイミングは卒後!

■就労選択支援について

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

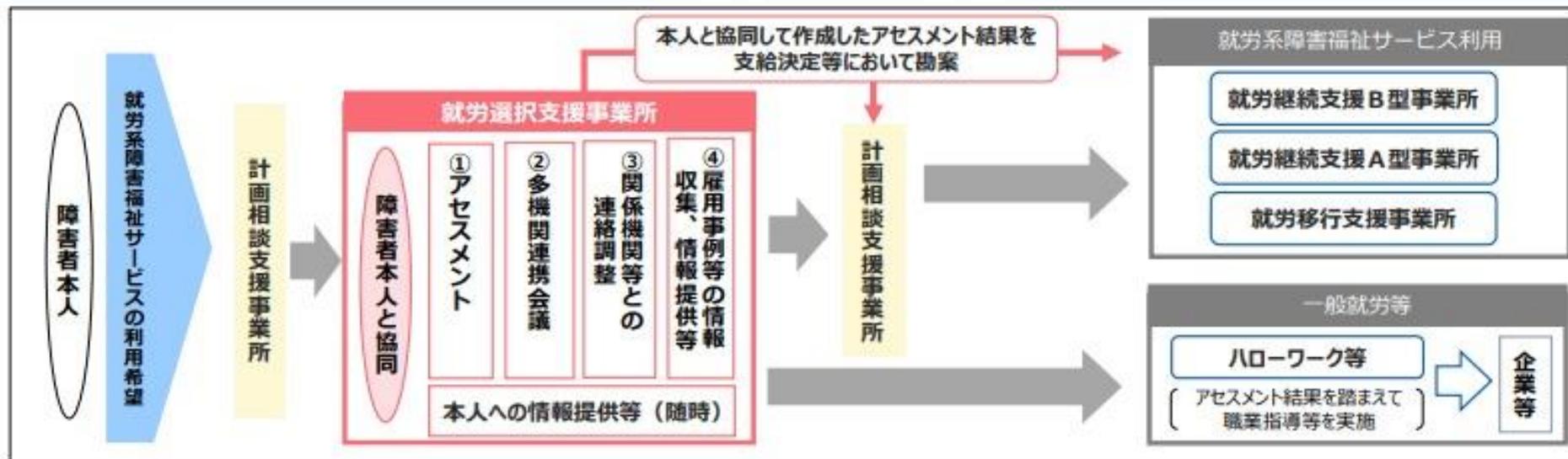
基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



就労選択支援について

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」
 ・厚生労働省HP「社会保障審議会障害者部会資料より抜粋」

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

就労選択支援について

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援のポイント

💡 令和7年10月施行予定。

令和7年度卒業生からが対象と予測される

💡 支援学校高等部1年生時より

各学年で利用可能

💡 支給期間は概ね1か月～2か月

アセスメント実習は2週間以内

就労選択支援のポイント

💡 実施事業所の要件あり

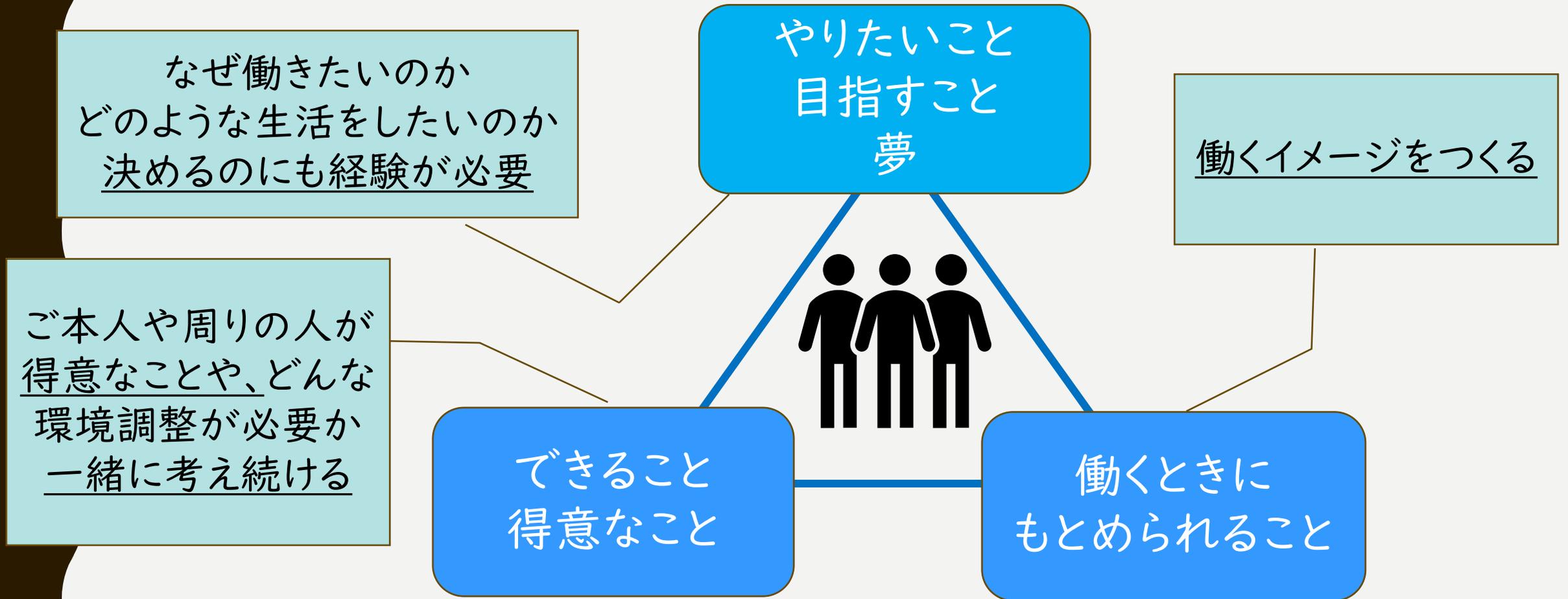
過去の就労実績等

💡 ある程度の期間、就労に関するアセスメントがとれる事業所でしっかり実施する

就労継続B型か生活介護かで迷っている方の層に対して同じアセスメント内容で良いのか？

■ さいごに

さいごに～「働く」において



☑ 長い人生の中で進路先を
経験を積む過程として捉えるのも一つ